

## 治安情報 2012 年 第 1 四半期報告書

対象地域	フランス リヨン (及びローヌアルプ州)	在リヨン出張駐在官事務所 リヨン日本人会治安情報収集チーム	
		作成日	対象期間
調査方法  新聞 サイト	仏内務省 HP 仏警視庁 HP	<b>2012 年 3 月 31 日</b>	<b>2012 年 1 月～3 月</b>
集計情報の流布	未	在留邦人対象に各団体及び在リヨン出張駐在官事務所ルート	
調査項目：			

### 報告要旨

- I. 2011 年におけるフランスの犯罪動向（治安に関するクロード・ゲアン仏内務大臣の記者会見から）
  
- II. 自らの財産を守るためのアドバイス

## I. 2011年におけるフランスの犯罪動向（治安に関するクロード・ゲアン仏内務大臣の記者会見から）

2011年、全体的な犯罪、つまり被害者自らによる届出あるいは警察および憲兵隊自身の捜査により認知されたあらゆる犯罪の発生件数は、**9年連続で減少**した。昨年比の減少率は0.34%で、およそ1万2000件に相当する。この全体的犯罪は、2007年からすると-7.8%つまり29万件、2002年からすると-16.47%つまり67万8000件減っていることになる。念のために申し上げますと、フランスの人口は2002年以降320万人増加している。

近隣犯罪（*Délinquance de proximité*）、つまり暴力や脅し、窃盗からなる犯罪の発生件数は2011年に-4.15%、つまり6万件減少した。2007年からすると-20%つまり36万4000件減少、2002年からすると-40%となっている。

また、2011年度について以下のような統計が出ている。

- 財産を対象とした被害（*Atteintes aux biens*）：-1.74%（3万8000件）減少。2002年からすると-30%。但し、会社事務所、工場、商店を狙った空き巣が11%減少している反面、ファーストハウスおよびセカンドハウスを狙った空き巣は16%上昇した。この傾向は特に2年前から顕著になっており、とりわけ中央および東ヨーロッパ出身の犯罪者集団による犯行が目立つ。この点について、Europol（欧州警察機構）およびEurojust（欧州司法機構）の主導による固有対策プランの開発を欧州委員会に申請した次第である。この種の犯罪は実際、多国籍犯罪であり、フランス近隣国においても同じ傾向が見られるためである。
- 個人に対する暴力：安定化傾向で、+0.1%となっている。2002年からすると22.8%増加している。しかし、この種の犯罪には全く性質の異なる2つのカテゴリーが含まれている。1つ目は家庭内暴力で、増加傾向にあるのはまさにこのカテゴリー。2011年度にも+0.2%と若干の増加が見られた。さらにこの増加傾向は、家庭内暴力、特に夫婦間暴力の被害者の大部分を占める女性による被害届の提出を促す当局側の取り組みの成果でもあるといえる。従って、例えこの種の暴力が増加傾向を示しているとしても嘆くべきことではなく、むしろ家庭内暴力という問題を公にすることで被害者が適切な対応を受けられることこそが重要である。  
2つ目のカテゴリーは凶悪暴力犯罪で、これは2011年度に-0.1%、2002年からすると-10%で減少傾向にある。

犯罪検挙率については、2011年に38.62%に至り、2010年比で1.17ポイントの上昇となった。ちなみに2002年度の検挙率は26%だった。この結果は特に、警察庁技術対策課や科学警察の分野における多大な努力の成果といえる。2007年から2011

年にかけて、科学警察の専門職員数が45%増員され、1200人から1700人となっている。

2012年度における治安対策についていくつか申し上げたい。

まず、当局の第1の方針は、言うまでもなく犯罪率を減少させることであり、市民に最も大きな精神的衝撃を与える、あるいは犯罪を促す態度や行為に集中的に対処することである。市民に精神的衝撃を与える行為とは、もちろん個人に対する暴力を指す。犯罪を促す行為とは、地下経済、とりわけ麻薬取引を指す。また、空き巣防犯も、犯罪防止のための総合的取り組みにおける優先課題とする。

第2の方針は、公共空間における警察および憲兵隊のパトロール強化である。2011年第4四半期に、契約警察補佐官および任意憲兵隊補佐官を含め計1000人が雇用されたことで、現場に警察官および憲兵隊員4000人を追加動員することが可能となった。こうして、毎月4万のパトロール活動が追加で行われており、昨年の夏前からすると25%増加したことになる。2012年も引き続きこの方向で努力していく方針だ。

第3の方針は無礼行為取締り。これはいわゆる犯罪行為とは呼べないものの、市民の生活を著しく侵害する行為である。(以上仏内務省HP、1月17日)

## II. 自らの財産を守るためのアドバイス

### 自宅で

#### 自宅にいる時

他人を家に入れる前に、インターフォン、のぞき窓、ドアチェーンを使ってまず相手の身元を確認すること。職業カードを提示しても、疑わしい場合は勤務先にまず問い合わせること。

#### ちょっと留守にする時

しっかり戸締り：

- ✓ 雨戸を閉め、ドアの鍵をかける。
- ✓ 窓の外から見えるような場所に貴重品を置かない。
- ✓ 玄関のドアに、「ちょっと留守にする」等のメモを貼らない。
- ✓ 誰かがいると思わせるために、ラジオなどをつけて音が聞こえるようにしておくのも良い。
- ✓ 自宅の外に鍵を隠さない（玄関マットや植木鉢の下、郵便箱の中など）。

#### 長期間留守にする時

しっかり戸締り：

- ✓ 雨戸を閉め、ドアの鍵をかける。可能な場合、近所の人に頼んで時々雨戸を開けてもらうのも良い。
- ✓ 鍵やロックがしっかりかかることを確かめる。

現金と貴重品：

- ✓ 自宅に大金を置いておかない。
- ✓ 宝石類や貴重品、美術品などはリストを作り、それぞれの写真を撮っておく。小切手帳や銀行カードなども含めて安全な場所に保管する（金庫、金融機関など）。
- ✓ 必要であれば鑑定家に鑑定を依頼する。保険会社に相談するのも良い。

郵便物と電話：

- ✓ 留守中に郵便箱がいっぱいにならないようにする。近所の人に預かってもらうか、郵便局に頼んで郵便物を転送してもらうのも良い。
- ✓ 留守番電話で不在を明かしてしまわないように、滞在先に電話転送（ボイスワープ）する。

## 盗難と保険

契約書に明記された盗難のタイプのみ補償の対象となる（一般に、自宅で起きた盗難）。

単純な物品の紛失（または原因不明の消失）および背任行為（他人に物を預けたが返してくれないなど）は補償の対象にならない。

## 貴重品

保険をかけておくこと。自らその価値を評定し、盗難保険の補償金額を指定して、保険会社との契約において書類を作成すること。

保管しておく書類：

- ✓ 購入/修理の領収書
- ✓ 保証書
- ✓ 鑑定書
- ✓ 写真（裏に物品の寸法と価格を記載）。宝石商や骨董商に鑑定を依頼することも可能。
- ✓ 公証人が正式に作成したリスト（遺産の場合）

✓ その他のあらゆる証明書

### 空き巣の被害に遭ったら

1. 警察署に通報する。犯行現場では何も触れずそのままの状態にしておく（現場検証のため）。
2. 盗まれた物品のリストを作る。
3. 盗難届を提出する。保険会社から盗難届証明書を要求される。
4. 株式や有価証券については関連金融機関に差止請求する。

重要：警察による現場検証の後に、施錠システムを取り替えることが推奨される。

（以上、仏警視庁 HP）